令和７年度安全指導の留意点について

長野県木材協同組合連合会

１　重点事項

（１）転倒・滑落防止の安全指導

山林歩行に慣れていない新規就業者の転倒・滑落災害が多発しているため、安全な歩行、足場の確保など新規就業者を対象に転倒・滑落の防止の安全指導を重点的に行う。

（２）チェーンソー、刈払い機作業における安全指導

労働災害発生率の高いチェーンソー、刈払い機作業における安全指導を重点的に行う。特にチェーンソーによる枝払い、造材、かかり木処理について、安全作業の徹底を図る。

２　安全指導回数

・令和８年１月 26 日までに、１事業体当たり原則２回実施する。
・実施間隔は必ず１ヶ月以上あけ、上期・下期に各１回実施する。
・ＦＷ研修生に対しては、原則１人１回以上安全指導を行うものとする。
・ＴＲ研修生については、ＦＷ研修生の安全指導に合わせて１回行う。ただし、令和６年度補正分は５月末日までに１回行う。
・ＦＷ研修生の安全指導の実施日は、担当の安全指導員と調整の上決定する。

３　安全指導状況写真の提出

事業体は、安全指導の都度、研修生、安全指導員を入れた安全指導状況の写真を数枚撮影し、速やかに県木連　柴田あてに電子メール送付する。

※県木連アドレス：nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp

写真は、事業体 NO、事業体名、作業種、場所、実施日等を記載した看板を入れて撮影する。

必ず決められた様式を使用し、記載例に従い事業体 NO、事業体名、作業種、場所、実施日、安全指導員氏名、研修生氏名、指導内容など必要事項を記入のうえ提出する。

４　林業労働安全推進対策事業を活用した安全診断の受診

安全診断を未受診の事業体は、積極的に受診する。